

キャリアアップ助成金（賃金規定等共通化コース）のご案内

ミニトークNo.19では、働き方改革関連法のポイントと、それに関連する助成金についてご紹介しました。働き方改革関連法では同一企業内における正規と非正規との間の不合理な待遇差が禁止されます（2020年4月施行（中小企業は2021年4月施行））。今回のミニトークでは、こうした改正法への対応に資する支援制度である「キャリアアップ助成金」についてご案内します。

キャリアアップ助成金は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化や各種の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度で、以下の①～⑦のコースが設けられています。

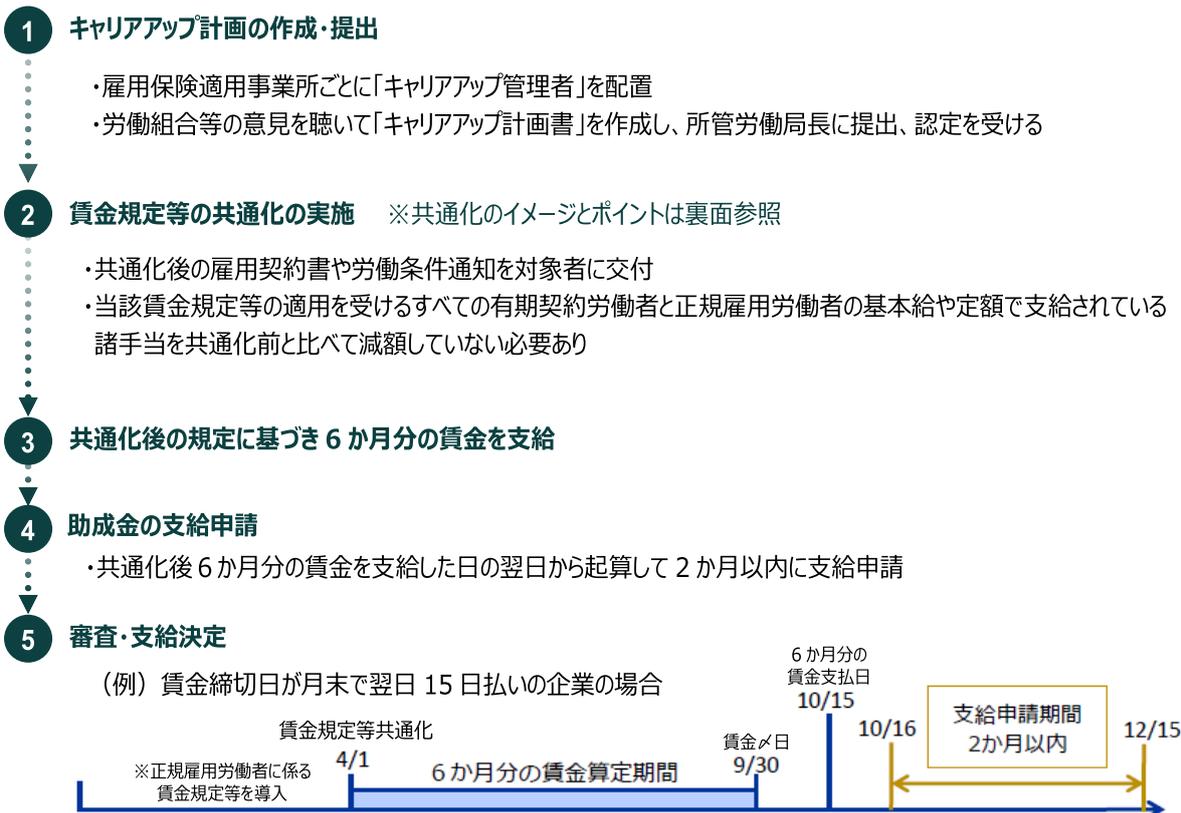
- ①正社員化コース ②賃金規定等改定コース ③健康診断制度コース ④賃金規定等共通化コース
 ⑤諸手当制度共通化コース ⑥選択的適用拡大導入時処遇改善コース ⑦短時間労働者労働時間延長コース

今回、このうち④賃金規定等共通化コースについてご紹介します。

1. 助成額

- 1事業所当たり 57万円<72万円> ※中小企業の場合。<>は生産性の向上が認められる場合の額
- 共通化した対象労働者（2人目以降）について、助成額を加算。※対象労働者1人当たり2万円<2.4万円>

2. 手続きの流れ



本助成金における「賃金規定等共通化」のイメージとポイント

就業規則等規定例

第〇条（賃金）
会社は、正社員、契約社員およびパートタイマーの賃金を別表「賃金テーブル規程」のとおり定める。

賃金テーブル規程

第〇条（賃金テーブルへの格付け）
会社は、職務および能力等に基づき、各等級に格付けする。
2. 新規採用者は、原則として、正社員は3等級、契約社員およびパートタイマーはともに1等級に格付けする。

第〇条（昇格）
昇格は、人事考課の査定ランクが〇回連続で〇評価以上になった場合で、かつ、上位等級に相当する能力を有すると会社が判断した者について、原則として毎年〇月に行う。

第〇条（降格）
降格は、人事考課の査定ランクが〇回連続で〇評価以下になった場合で、かつ、当該等級に相当する能力を有すると会社が判断した者について、原則として毎年〇月に行う。

区分	正社員	契約社員・パートタイマー
7等級以上については省略		
6等級	業務に関する高度な専門知識・技能を有し、係の長としての短期目標の遂行を回るとともに、部下の指導・教訓を行い、その意欲を向上させることができる。	月給25万円
5等級	業務に関する一般的な専門知識・技能を有し、グループの短期目標の遂行を回ることができるとともに、下位等級者に部分的な助言ができる。	月給22万円
4等級	業務に関する高度な実務知識・技能を有し、判断を要する業務を確実に遂行するとともに、下位等級者に部分的な助言ができる。	月給20万円
3等級	業務に関する一般的な実務知識・技能を有し、ある程度判断力が必要とする業務を、確実に遂行できる。	月給18万円
2等級	業務に関する基礎的な実務知識・技能を有し、主として定型業務を、正確に遂行できる。	月給16,065円
1等級	特別な実務知識・技能を必要としない日常の反復補助的な業務を、細部の指示を受けながら、正確に遂行できる。	月給14,940円

◆時給換算
22万円 ÷ (8時間 × 20日) = 1,375円/時
≦同区分の有期契約労働者の時給

3区分以上

3区分以上

同一区分2区分以上

当該賃金規定が適用されるための合理的な条件を明示

- ・労働協約又は就業規則の中で定めます。
- ・正規雇用労働者の賃金規定は、新たに作成する有期契約労働者等の賃金規定と同時に又はそれ以前に導入している必要があります。
- ・賃金規定等の区分を有期契約労働者等と正規雇用労働者それぞれ3区分以上設け、かつ同一の区分を2区分以上設けている必要があります。
- ・同一の区分における賃金について、有期契約労働者等の時給≧正規雇用労働者の月給（時給換算）となっている必要があります。
- ・当該賃金規定等が適用されるための合理的な条件を明示する必要があります。
- ・当該賃金規定をすべての有期契約労働者等と正規雇用労働者に適用させ、6か月以上運用している必要があります。
- ・すべての有期契約労働者等と正規雇用労働者について、適用前と比べて基本給や定額支給されている諸手当を減額してはいけません。
- ・支給申請日において当該賃金規定等を継続して運用している必要があります。

人数加算（対象労働者（2人目以降）1人当たり2万円<2.4万円>）の考え方

区分	正規雇用労働者	有期契約労働者等
6等級		
5等級		
4等級		Bさん
3等級	Aさん	Cさん、Dさん、Eさん
2等級		
1等級		

- 共通化した区分における2人目以降の有期契約労働者等が加算の対象
- 同一区分に正規雇用労働者がいない場合は対象とならない

Bさん…同一区分に正規雇用労働者がいないため加算対象外
Cさん…共通化した区分における1人目のため加算対象外
Dさん・Eさん…加算対象

対象となる労働者 ※以下の①から⑤までのすべてに該当する労働者が対象

- ① 賃金規定を共通化した日の前日から起算して3か月以上前の日から共通化後6か月以上の期間継続して支給対象事業主に雇用されている有期契約労働者等であること
- ② 正規雇用労働者と同一の区分に格付けされている者であること
- ③ 賃金規定等を共通化した日以降6か月間、当該対象適用事業所において雇用保険被保険者であること
- ④ 事業主又は取締役の3親等以内の親族以外の者であること
- ⑤ 支給申請日において離職していない者であること

パンフレット「キャリアアップ助成金のご案内」（厚生労働省作成）を基に当金庫編集・加工

※本助成金の各種要件等の詳細については、厚生労働省HPをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html